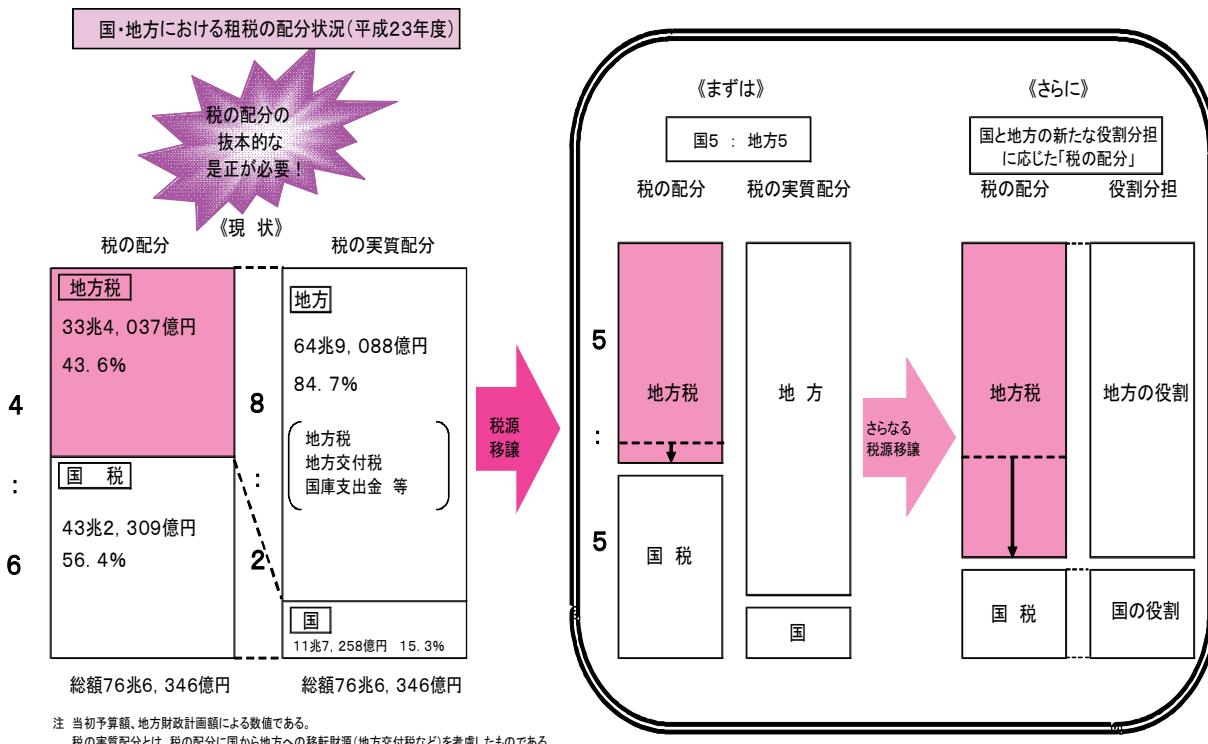


⑤大都市税財政制度の確立への取組

- 税制をはじめとする現行の市町村税財政制度は、昼間流入人口などによる大都市特有の財政需要や、都市の成熟化に伴う更新需要など、大都市の財政需要の実態に見合ったものになっていません。
- 大都市が自主的かつ総合的に行行政を担うためには、国と地方、道府県と大都市の役割分担を抜本的に見直したうえで、大都市の実態と新たな役割分担に応じた大都市税財政制度を確立することが必要です。

●税源移譲を基本とした地方税財政改革の推進

複数の基幹税からの税源移譲により、国と地方の「税の配分」を、まずは5:5とすること、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じたものとするよう、他の指定都市と連携を図りながら、国等に引き続き強く求めています。



● 道府県から大都市への税源移譲

- ・大都市特例事務の税制上の措置不足額(P.10参照)
- ・新たに道府県から移譲される事務の所要額

道府県から大都市への税源移譲を
(例:地方消費税、住民税など)
他の指定都市と連携して強く求める。